

(仮称) 谷山緑地苑新築工事請負契約に係る制限付き一般競争入札について(公告)

(仮称) 谷山緑地苑新築工事請負契約に係る価格競争方式による制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格及び落札者決定基準を公告します。

記

1 入札に付する工事名等

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 工事名 | (仮称) 谷山緑地苑新築工事 |
| (2) 工事場所 | 鹿児島市谷山中央2丁目702-56 |
| (3) 完成期限 | 令和6年2月20日(火) |
| (4) 工事概要 | |
| 構造等 | 鉄筋コンクリート造 6階建て |
| 延床面積 | 4995.73平方メートル |

2 予定価格に110分の100を乗じて得た価格
落札決定後に公表

3 工事施工方式等

- (1) 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。
- (2) 共同企業体の結成は、自主結成とし、構成員は2社以上とする。
- (3) 共同企業体の構成員の組合せは、構成員となる者に必要な共通資格要件を全て満たす者のうち、代表構成員の資格要件を全て満たす者同士又は代表構成員の資格要件を満たす者と代表構成員以外の構成員の資格要件を全て満たす者との組合せとする。
なお、構成員は、本工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 共同企業体の構成員となる者に必要な共通資格要件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿登載に係る令和4年7月1日付けの有資格決定通知書（以下「有資格決定通知書」という。）に記載された建築一式工事の等級が「A級」であること。
 - ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、建築工事業の許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。
 - エ 建築工事業につき特定建設業の許可を有していること。
 - オ 本工事に係る設計業務等の受託者（株式会社D a i 建築DESIGN 鹿児島市荒田二丁目32-1）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

く)。

キ 本公告の日から入札参加資格確認申請の提出期限の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成8年5月28日制定。以下「指名停止に関する要綱」という。)に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成26年3月27日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(これらの手続開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、厚生計画又は再生計画が認可された者を除く。)でないこと。

(2) 共同企業体の代表構成員となる者に必要な資格要件

ア 有資格決定通知書に記載された建築一式工事の総合点数が1,150点以上であること。

イ 平成24年度以降に元請として、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積が2,000平方メートル以上の建築一式工事の新築、増築又は改築完成工事実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が15%以上のものに限る。)を有していること。

ウ 平成24年度以降に元請として施工した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積が2,000平方メートル以上の建築一式工事の新築、増築又は改築完成工事(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率15%以上のものに限る。)において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての施工経験を有し、本公告の日現在において、監理技術者資格者証(建築)の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有している者であって、連続して3月以上の直接的な雇用関係にあるものを、本工事に専任で配置できること。

(3) 共同企業体の代表構成員以外の構成員となる者に必要な資格要件

ア 有資格決定通知書に記載された建築一式工事の総合点数が930点以上であること。

イ 平成24年度以降に元請として、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積1,000平方メートル以上の建築一式工事の新築、増築又は改築完成工事実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率15%以上のものに限る。)を有していること。

ウ 本公告の日現在において、監理技術者資格者証(建築)の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有している者であって、連続して3月以上の直接的な雇用関係にあるものを、本工事に専任で配置できること。

5 共同企業体の出資比率

共同企業体の代表構成員の出資比率は構成員のうち最大の出資比率とし、代表構成員以外の構成員の出資比率は20%以上とする。

6 落札者の決定方法

(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

(2) (1)において、最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(3) 落札者決定の日までにおいて、指名停止に関する要項に基づく指名停止又は暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者については、落札者とし

ない。

7 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者は、令和5年2月8日（水）午後6時00分までに、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を添付し、「22 問い合わせ先」に掲げる場所まで直接持参し、提出しなければならない。

なお、上記日時までに申請書及び申請関係書類を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。

- ア 共同企業体の構成員の名称等調書
- イ 施工実績調書
- ウ 専任配置予定の技術者等調書
- エ 共同企業体協定書（写し）
- オ 有資格決定通知書（写し）
- カ 技術資料

- (2) 申請関係書類の受付時間

午前9時30分から午後6時00分まで（正午から午後1時までの時間を除く）。

- (3) 申請関係書類の提出部数

各1部

- (4) その他

- ア 申請書及び申請関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書及び申請関係書類は、返却しない。
- ウ 申請書及び申請関係書類において、虚偽の記載又は著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することができない。

- (5) 申請書及び申請関係書類の書式

申請書及び申請関係書類の様式は、鹿児島市で定める制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び名称等調書他申請等関係書類に準ずるものとし、「22 問い合わせ先」にて交付する。

8 入札参加資格の審査及び通知等

- (1) 入札参加資格は、提出された申請書及び申請関係書類により審査し、その結果は、令和5年2月14日（火）までに書面の郵送により通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から起算して5日以内に理事長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、7(2)の受付時間内に「22 問い合わせ先」に書面を持参して行わなければならない。
- (3) (2)の説明を求められたときは、令和5年2月20日（月）までに書面により回答する。

9 設計図書等の閲覧等及び質疑応答

- (1) 本工事の図面、仕様書及び閲覧用設計書（以下「設計図書等」という。）は、本公告の日から令和5年2月14日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、株式会社D a i 建築DESIGN（鹿児島市下荒田二丁目32-1）において閲覧に供する。
- (2) 設計図書等に関して質問がある場合には、質問事項を記載した質疑応答書を直接持参又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。ただし、電子メールによる場合は、「23 設計図書等の閲覧及び質疑応答に関する問い合わせ先」

に掲げる問い合わせ先に送付した旨を電話で連絡しなければならない。

ア 受付期間

本公告の日から令和5年2月16日（木）午後3時00分まで（直接持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く）。

イ 受付時間

午前9時30分から午後18時00分まで（正午から午後1時までの時間を除く）。

ウ 受付場所

株式会社D a i 建築DESIGN（鹿児島市下荒田二丁目32-1）

エ 受付電子メールアドレス及び電話番号

「23 設計図書等の閲覧及び質疑応答に関する問い合わせ先」に同じ。

オ その他

設計図書等に関する質疑応答書の様式は、別に指定する様式により提出すること。なお、様式は設計図書等の閲覧の際に配布する。

(3) (2)に対する回答は、令和5年2月20日（月）午後1時から電子メールにより配布する。

10 現場説明会

実施しない。

11 入札の方法

(1) 入札は、紙入札により行う。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回とする。

12 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 令和5年2月24日（金）午前10時30分

(2) 場所 武岡ピュアハウス1階会議室（鹿児島市武岡1-121-9）

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除とする。

(2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。なお、契約保証金は、契約履行後還付する。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に本法人を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

14 工事費内訳書の提出

(1) 本工事を落札した者は、入札書に記載される入札金額と一致する工事費内訳書を「22 問い合わせ先」の住所まで直接持参により提出すること。

(2) 工事費内訳書は、返却しない。

1.5 最低制限価格

設定する。

1.6 低入札調査基準価格

設定しない。

1.7 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 工事費内訳書を提出できない者の入札

エ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

オ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

カ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

キ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札

ク 入札した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ケ 明らかに連合によると認められる入札

コ 再度入札において、前回の入札の最低金額以上の金額による入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) くじによる落札者の決定においては、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

1.8 入札・開札の延期

やむを得ない理由により、入札及び開札を行うことができないときは、入札及び開札を延期することがあり、この場合、入札参加資格者には別途通知する。

1.9 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、申請関係書類に記載した配置予定の監理技術者を専任配置できないという事実が確認された場合は、原則として、監理技術者の変更は認めず、契約を結ばないものとする。ただし、理事長が、やむを得ない理由があると認めるときは、4の(2)のウ又は(3)ウに掲げる資格要件を満たす他の監理技術者に変更することができる。

2.0 理事会の議決等

(1) 本工事の契約については、落札者として決定された者と落札者の決定の翌日から起算して、5日以内に契約を締結するものとする。5日以内に落札者と決定された者と契約が締結できない場合は、落札者として決定された者と仮契約を締結し、理事会の議決を得たときに当該契約を本契約とみなすものとする。

(2) 本工事の仮契約締結の日以降、当該仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、落札者として決定された仮契約の相手方が、次のいずれかに該当することとな

ったときは、本法人は、当該仮契約を解除することができるものとする。この場合において、本法人は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ア 不正又は不誠実な行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

2 1 共同企業体の有効期限

共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 本工事の契約締結の相手方となった者 本工事の契約履行後3月を経過する日まで。ただし、本工事に関する契約不適合の場合の責任については、法律上又は契約上のかし担保責任が存続する期間は、構成員であった者は連帯してその責めを負うものとする。
- (2) 本工事の契約締結の相手方とならなかった者 本工事の契約が締結され効力を生ずるまで

2 2 問い合わせ先

〒890-0031 鹿児島市武岡1-121-9

社会福祉法人のぞみ会

電話 099-814-7222

FAX 099-814-7227

2 3 設計図書等の閲覧及び質疑応答に関する問い合わせ先

〒890-0056 鹿児島市下荒田二丁目32-1

株式会社D a i 建築DESIGN (担当者：上藺，岩田)

電話 099-821-2008

FAX 099-821-2009

電子メールアドレス dai-uezono@poppy.ocn.ne.jp